

建 政 - 2307

令和5年3月17日

各建設業関係団体の長
各建設関連業団体の長 } 様

秋田県建設部長

(公印省略)

工事請負契約書に添付する契約事項及び工事請負契約書に
添付する契約事項の運用基準の一部改正について (通知)

公共工事標準請負契約約款 (昭和25年2月21日中央建設業審議会決定) の一部改正に伴い、工事請負契約書に添付する契約事項及び工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準を別添のとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いいたします。

担当：建設政策課

建設業班

TEL. 018-860-2425



工事請負契約書に添付する契約事項及び工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準の一部改正
工事請負契約書に添付する契約事項（通常の契約）の一部改正 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（<u>工事目的物等</u>）であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る<u>損害の額</u>に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「<u>損害合計額</u>」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、<u>災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害（自然災害に起因する損害に限る。）については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「<u>損害の額の累計</u>」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「<u>損害の取片付けに要する費用の額の累計</u>」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「<u>請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額</u>」と、「<u>損害合計額を</u>」とあるのは「<u>損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を</u>」として同項を適用する。</p> | <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具<u>に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（<u>工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具</u>）であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る<u>額</u>に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（<u>第6項</u>において「<u>損害合計額</u>」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「<u>損害の額の累計</u>」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「<u>損害の取片付けに要する費用の額の累計</u>」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「<u>請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額</u>」と<u>して同項を適用する。</u></p> |

改正後の規定は、令和5年4月1日から施行する。



工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準の一部改正 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第29条関係</p> <p>1 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいうものであること。</p> <p>2 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用をいうものであること。</p> <p>3 <u>第4項の「災害応急対策又は災害復旧に関する工事」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の適用を受ける災害復旧事業（関連事業等を含む。）の対象工事、災害復旧工事として発注する工事、契約事項第29条第4項ただし書の規定の適用を受けることを現場説明書において明示した工事（営繕工事に限る。）又は発災直後の災害応急対策等であって、災害協定に基づく契約若しくは発注者の指示により対応する工事をいうものであること。</u></p> | <p>第29条関係</p> <p>1 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいうものであること。</p> <p>2 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用をいうものであること。</p> |

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。